

# 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月29日

支出負担行為担当官  
第五管区海上保安本部長 鎌本 浩司

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- 契約件名 海南（署）職員宿舎外壁等改修工事
- 工事概要 仕様書のとおり
- 履行期限 令和7年3月21日
- 履行場所 仕様書のとおり
- 入札方法 本入札は電子調達システム対象案件である。ただし、電子調達システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。  
電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/>  
本件入札公告における入札回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。  
その他詳細については、入札説明書のとおり。

### 2 競争入札参加者に必要な資格

- 資格の種類 令和5・6年度国土交通省競争参加資格
- 契約の種類 建築工事業
- 参加等級 B・C
- 部局 第五管区海上保安本部
- 参加条件 上記（1）の資格において（2）から（4）に該当する競争参加資格を有する者。  
予決令第70条の規定に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。  
予決令第71条の規定に該当しない者であること。  
警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。  
第五管区海上保安本部長から指名停止の措置を受けていない者であること。

### 3 入札説明書等の交付期間及び場所

- 交付期間 公告の日から 令和6年9月11日 12時00分 まで
- 交付方法 第五管区海上保安本部ホームページからダウンロードすること。  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/nyusatsu.html>

### 4 仕様書の交付期間及び場所

- 交付期間 公告の日から 令和6年9月11日 12時00分 まで
- 交付方法 下記5項目の窓口から入札説明書の方法により入手すること。

### 5 競争入札参加申請書の提出方法、期限

- 提出期限 令和6年9月11日 12時00分 まで
- 提出方法 【電子調達システムから参加する場合】  
提出物（以下の書類を電子調達システムへ添付すること。）  
①確認書 ②資格決定通知書（写） ③誓約書  
【紙入札で参加する場合】  
提出物（以下の書類を5項目の窓口あてに郵送または持参提出すること。）  
①紙入札方式参加願 ②資格決定通知書（写） ③誓約書

### 6 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

住所 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1  
担当 第五管区海上保安本部経理補給部経理課 入札審査係  
電話 078-391-6555（内線2223）  
Mail [jcg-5keiri5@gxb.mlit.go.jp](mailto:jcg-5keiri5@gxb.mlit.go.jp)

### 7 入札書提出期限及び提出場所

- 提出期限 令和6年9月24日 17時00分 まで
- 提出方法 【電子調達システムから参加する場合】  
提出物（以下の書類を電子調達システムへ添付すること。）  
①内訳書  
【紙入札で参加する場合】  
提出物（以下の書類を5項目の窓口へ提出すること。詳細は入札説明書のとおり。）  
①入札書 ②内訳書

## 8 開札の日時及び場所

- (1) 開札日 令和6年9月25日 10時00分
- (2) 開札場所 神戸第2地方合同庁舎9階 第五管区海上保安本部入札室

## 9 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約保証金の納付が必要な場合の保証金額は、契約金額の1/10以上とする、ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の3/10以上とする。

契約保証金を返還する場合は利息を付さない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 11 落札の決定

- (1) 最低価格落札方式とする。
- (2) 第五管区海上保安本部入札・見積者心得による。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 12 契約書作成の要否

要（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は、省略することがある。）

## 13 支払条件

方法 履行完了後  
前金払の可否 可

前金払は、契約金額が300万円以上の工事に限る。

金額は、契約金額の4/10を限度とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の2/10を限度とする。

中間前金払の可否 可

前金払の支払を受けた後、中間前金払に係る認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結し、同証書を発注者に寄託して請負代金額の2/10以内の中間前金払の支払を発注者に請求することができる。

## 14 仕様に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部（神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎）  
担当 経理補給部 経理課 電話078-391-6555（内線2228）

## 15 その他

- (1) 入札参加希望者が電子調達システムを使用して入札に参加した場合には、通知書等を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- (2) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積心得」によるものとする。

以上公告する。